

住宅用火災警報器の設置期限まであと1年！

あなたの家は設置していますか？

消防法および西条市火災予防条例により、平成23年5月31日までにすべての住宅に住宅用火災警報器を設置しなければなりません。住宅用火災警報器は煙や熱を感知し、音声や警報音で火災の発生をいち早く知らせるものです。まだ設置していない方は早めに設置しましょう。



寝室・階段

取付けが義務

台所・居室

取付けをおすすめします

まずは、子供部屋や高齢者の居室と就寝に使われている部屋から取付けましょう。火災による逃げ遅れを減らし、迅速な初期消火が行えます。



どこで買えばいいの？

家電販売店やホームセンター、大規模小売店舗、消防用設備業者などで3,000～5,000円程度で販売されています。自治会などである程度の個数を共同購入すると、割引している店もあります。

購入の際は法令に適合することが保証された「鑑定マーク（NSマーク）」がついたものを目安にしてください。



悪質な訪問販売にご注意を！

消防職員は住宅用火災警報器を販売しません。「法律で決まったから、すぐ設置しなければいけない」と言って強引に勧める業者に注意してください。不審に思ったら、はっきり断りましょう。契約書にはサインをしないでください。

住宅用火災警報器はクーリング・オフ対象商品です。購入でのトラブルは消費生活センター等にご相談ください。

火災を未然に防いだ事例

50代の男性が就寝前にたばこを吸っていた際、たばこの火種が布団に落ちたが気付かずに眠ってしまった。火種はくすぶり続け出火したが、住宅用火災警報器の警報音に気づき、隣の住民に119番通報を依頼した後、バケツで水をかけ初期消火に成功した。

住宅用火災警報器に関するご質問などは

住宅用火災警報器相談室 0120-565-911 月～金曜日（祝日除く）9時～17時

西条市消防本部予防課 0897-56-0251